

兵庫県公報

令和2年12月22日 火曜日 第168号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

- | | |
|---------------------------|---|
| ○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課） | 1 |
| ○ 保安林の指定施業要件の変更（同） | 2 |
| ○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課） | 2 |

公 告

- | | |
|---|----|
| ○ 入札公告（農政環境部総務課） | 3 |
| ○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課） | 5 |
| ○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同） | 6 |
| ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課） | 7 |
| ○ 同 上（同） | 8 |
| ○ 同 上（同） | 9 |
| ○ 同 上（同） | 10 |
| ○ 同 上（同） | 11 |
| ○ 同 上（同） | 12 |
| ○ 県有地の一般競争入札による売払い（住宅管理課） | 14 |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター） | 15 |

企業庁公告

- | | |
|--------------------|----|
| ○ 入札公告（猪名川広域水道事務所） | 15 |
| ○ 同 上（同） | 19 |
| ○ 同 上（東播磨利水事務所） | 22 |
| ○ 同 上（同） | 25 |
| ○ 同 上（姫路利水事務所） | 28 |
| ○ 同 上（同） | 31 |
| ○ 同 上（同） | 34 |

公安委員会告示

- | | |
|--------------|----|
| ○ 技能検定員審査の実施 | 38 |
| ○ 教習指導員審査の実施 | 39 |

告 示

兵庫県告示第1326号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
令和2年12月22日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
洲本市池田字祢り尾谷633の1、634の1、634の2、638
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字祢り尾谷634の2、633の1・634の1・638（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 4,381,676 kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

As shown in the tender documentation

(4) Location:

As shown in the tender documentation

(5) Deadline for tender:

17:00 February 4, 2021 by direct delivery

17:00 February 4, 2021 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Ms. Kondou, General Affairs Division, Agricultural & Environmental Affairs Department

Hyogo Prefectural Government

TEL (078)341-7711 Ext. 3969

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年12月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
横尾(1) I (101050092)	神戸市須磨区妙法寺（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
横尾(5) I (101050096)	神戸市須磨区横尾4丁目（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
横尾Ⅱ (101050203)	神戸市須磨区妙法寺（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
妙法寺川右支(4) I (201050033)	神戸市須磨区横尾4丁目（別図4のとおり）	土石流
妙法寺川右支(5) I (201050034)	神戸市須磨区横尾4丁目（別図5のとおり）	土石流
妙法寺川右支(9) I (201050040)	神戸市須磨区横尾4丁目（別図6のとおり）	土石流
妙法寺川右支(10) I (201050041)	神戸市須磨区横尾4丁目（別図7のとおり）	土石流

（別図1から別図7までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和3年1月6日（水）から同月20日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課及び神戸市建設局防災課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

令和3年1月20日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年3月22日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年12月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                        | 指 定 の 区 域                | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|----------------------------|--------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 横尾(1) I<br>(101050092)     | 神戸市須磨区妙法寺<br>(別図1のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 横尾(5) I<br>(101050096)     | 神戸市須磨区横尾4丁目<br>(別図2のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 横尾Ⅱ<br>(101050203)         | 神戸市須磨区妙法寺<br>(別図3のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 妙法寺川右支(5) I<br>(201050034) | 神戸市須磨区横尾4丁目<br>(別図4のとおり) | 土石流                 | 別図4のとおり                       |

(別図1から別図4までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和3年1月6日(水)から同月20日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課及び神戸市建設局防災課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

令和3年1月20日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年3月22日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

大規模小売店舗の変更に係る届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年12月22日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 モールラフィーネ

所在地 三田市富士が丘二丁目7番

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称

住所

代表者の氏名

株式会社北摂コミュニティ開発センター 三田市弥生が丘一丁目2番地の1 衣笠達也

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前